

各市区町村のお問い合わせ先一覧

後期高齢者医療制度に関すること



市区町村	担当窓口	電話番号
仙台市	保険年金課	022 (261) 1111 (代)
青葉区	保険年金課	022 (225) 7211 (代)
宮城野区	保険年金課	022 (291) 2111 (代)
若林区	保険年金課	022 (282) 1111 (代)
太白区	保険年金課	022 (247) 1111 (代)
泉区	保険年金課	022 (372) 3111 (代)
石巻市	保険年金課	0225 (95) 1111 (代)
塩竈市	保険年金課	022 (355) 6519
気仙沼市	保険課	0226 (22) 6600 (代)
白石市	健康推進課	0224 (22) 1362
名取市	保険年金課	022 (724) 7105
角田市	保険年金課	0224 (63) 2117
多賀城市	国保年金課	022 (368) 1141 (代)
岩沼市	健康増進課	0223 (22) 1111 (代)
登米市	国保年金課	0220 (58) 2166
栗原市	健康推進課	0228 (22) 0370
東松島市	市民課	0225 (82) 1111 (代)
大崎市	保険給付課	0229 (23) 6051
富谷市	健康推進課	022 (358) 0512
蔵王町	町民税務課	0224 (33) 3001

市区町村	担当窓口	電話番号
七ヶ宿町	町民税務課	0224 (37) 2114
大河原町	町民生活課	0224 (53) 2114
村田町	町民生活課	0224 (83) 6401
柴田町	健康推進課	0224 (55) 2114
川崎町	保健福祉課	0224 (84) 6008
丸森町	保健福祉課	0224 (72) 3014
亘理町	健康推進課	0223 (34) 0501
山元町	保健福祉課	0223 (37) 1113
松島町	町民福祉課	022 (354) 5705
七ヶ浜町	町民課	022 (357) 7446
利府町	町民課	022 (767) 2340
大和町	町民生活課	022 (345) 1117
大郷町	町民課	022 (359) 5504
大衡村	住民生活課	022 (341) 8512
色麻町	町民生活課	0229 (65) 2156
加美町	保健福祉課	0229 (63) 7872
涌谷町	健康課	0229 (43) 5111
美里町	町民生活課	0229 (33) 2114
女川町	町民生活課	0225 (54) 3131 (代)
南三陸町	町民税務課	0226 (46) 1373

保険料に関すること

市区町村	担当窓口	電話番号
仙台市	保険年金課	022 (261) 1111 (代)
青葉区	保険年金課	022 (225) 7211 (代)
宮城野区	保険年金課	022 (291) 2111 (代)
若林区	保険年金課	022 (282) 1111 (代)
太白区	保険年金課	022 (247) 1111 (代)
泉区	保険年金課	022 (372) 3111 (代)
石巻市	保険年金課	0225 (95) 1111 (代)
塩竈市	保険年金課	022 (355) 6519
気仙沼市	保険課	0226 (22) 6600 (代)
白石市	税務課	0224 (22) 1313
名取市	保険年金課	022 (724) 7105
角田市	税務課	0224 (63) 2114
多賀城市	国保年金課	022 (368) 1141 (代)
岩沼市	税務課	0223 (22) 1111 (代)
登米市	税務課	0220 (22) 2163
栗原市	健康推進課	0228 (22) 0370
東松島市	税務課	0225 (82) 1111 (代)
大崎市	税務課	0229 (23) 5147
富谷市	税務課	022 (358) 3164
蔵王町	町民税務課	0224 (33) 3001

市区町村	担当窓口	電話番号
七ヶ宿町	町民税務課	0224 (37) 2193
大河原町	町民生活課	0224 (53) 2114
村田町	税務課	0224 (83) 6403
柴田町	健康推進課	0224 (55) 2114
川崎町	税務課	0224 (84) 2111
丸森町	町民税務課	0224 (72) 2116
亘理町	健康推進課	0223 (34) 0501
山元町	保健福祉課	0223 (37) 1113
松島町	町民福祉課	022 (354) 5705
七ヶ浜町	税務課	022 (357) 7452
利府町	税務課	022 (767) 2117
大和町	税務課	022 (345) 1116
大郷町	税務課	022 (359) 5505
大衡村	税務課	022 (341) 8513
色麻町	町民生活課	0229 (65) 2156
加美町	保健福祉課	0229 (63) 7872
涌谷町	税務課	0229 (43) 2114
美里町	町民生活課	0229 (33) 2114
女川町	税務課	0225 (54) 3131 (代)
南三陸町	町民税務課	0226 (46) 1373

平成29年度からの

後期高齢者医療制度 改正のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上の方が加入する医療保険制度です。

次の制度が変わります

1. 保険料の軽減制度
2. 高額療養費制度
3. 入院したときの食事代
4. 療養病床に入院したときの居住費
5. 高額介護合算療養費制度



1. 保険料の軽減制度

(1) 均等割額が5割または2割軽減となる対象世帯が拡充されます

・軽減の判定は、世帯の被保険者（加入者）及び世帯主（被保険者でない方も含む）の所得の合計で判定されます。

〈平成29年度〉

均等割額軽減割合	世帯の被保険者及び世帯主（被保険者でない方も含む）の所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減後の均等割額（年額）
9割軽減	33万円以下で、世帯内被保険者全員の公的年金等収入額が80万円以下でその他の所得がない場合 (赤字所得や対象の繰越損失額がある際は、それらを含んだ後の金額)	4,248円
8.5割軽減	33万円	6,372円
5割軽減	33万円 + (27万円 (*1) × 世帯の被保険者数)	21,240円
2割軽減	33万円 + (49万円 (*1) × 世帯の被保険者数)	33,984円

(*1) 平成28年度の判定基準所得は、5割軽減が26万5千円、2割軽減が48万円です。

・均等割額の軽減判定に使用される公的年金等所得額の計算方法（65歳以上の方）
公的年金等収入額 - 公的年金等控除額 - 特別控除15万円 = 判定に使用される公的年金等所得額

平成29年度 保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 42,480\text{円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得} \times 8.54\% \\ \hline \text{[総所得金額等 (*2) - 33万円]} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{(限度額57万円)} \\ \hline \text{100円未満切捨て} \\ \hline \end{array}$$

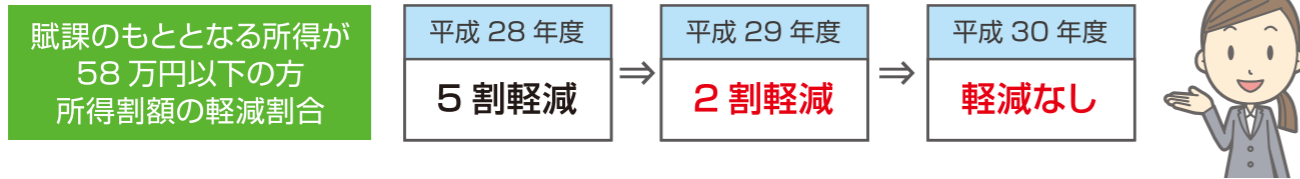
(*2) 総所得金額等とは、前年中の総所得金額・山林所得金額・他の所得と区分して計算される所得の金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）等の合計です。

- ・保険料は、均等割額と所得割額の合計で計算され、個人ごとに納めます。
- ・所得の少ない方は、世帯の被保険者や所得に応じて、保険料が軽減されます。
- ・年度の途中で加入された方は、加入した月から月割りで計算されます。



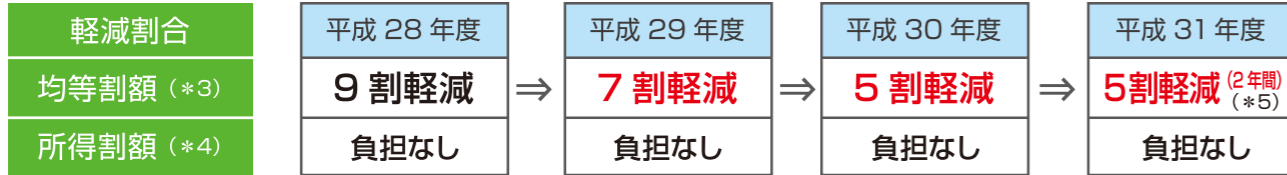
保険証のだまし取り、振り込め詐欺、不審な訪問や電話などには十分ご注意ください

(2) 所得割額の軽減割合が変わります



(3) 会社の健康保険などの被扶養者であった方への均等割額の軽減割合が変わります

- ・後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者であった方が対象となります。
(国民健康保険や国民健康保険組合の被扶養者であった方は該当になりません)



- (*3) 世帯の均等割額の軽減割合が 9 割または 8.5 割軽減の場合は、軽減割合は 9 割または 8.5 割となります。
- (*4) 所得割額の軽減割合は、現時点での内容です。
- (*5) 後期高齢者医療制度の資格取得後 2 年間 5 割軽減となります。なお、期間終了後は、各年度の『表面 (1)』に基づいた取り扱いになります。

《平成 29 年度年間保険料額の例》・世帯区分や年金以外の所得により変更となる場合があります。(100 円未満切捨て)

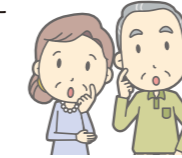
(例 1) 単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	29 年度保険料
80 万円	9 割	—	4,200 円
153 万円	8.5 割	—	6,300 円
168 万円	8.5 割	2 割	16,600 円
195 万円	5 割	2 割	49,900 円
211 万円	2 割	2 割	73,600 円
217 万円	2 割	—	88,600 円

(例 2) 夫婦 2 人世帯で年金収入 (妻 80 万円) のみの場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	29 年度保険料
夫 80 万円	9 割	—	4,200 円
妻 80 万円		—	4,200 円
夫 153 万円	8.5 割	—	6,300 円
妻 80 万円		—	6,300 円
夫 168 万円	8.5 割	2 割	16,600 円
妻 80 万円		—	6,300 円
夫 211 万円	5 割	2 割	60,800 円
妻 80 万円		—	21,200 円
夫 222 万円	5 割	—	80,100 円
妻 80 万円		—	21,200 円
夫 266 万円	2 割	—	130,400 円
妻 80 万円		—	33,900 円

平成 29 年度の保険料額は、平成 29 年 7 月に決定します。決定後に、お知らせを個人ごとに送付します。
(年度途中の加入者は加入の翌月以降に送付します。)



【例 1 の計算】年金収入 168 万円 (年金所得 168 万円 - 120 万円 = 48 万円)

均等割額 [42,480 円 × 8.5 割軽減] + 所得割額 [(48 万円 - 33 万円) × 8.54% × 2 割軽減] = 16,600 円

2. 高額療養費制度

- ・高額療養費制度は、同一月に医療機関などで支払った医療費の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。平成 29 年 8 月受診分から自己負担限度額が段階的に変わります。

◇自己負担限度額 (月額)

《平成 29 年 7 月受診分まで》

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <44,400 円>
一般 (課税所得 145 万円未満)	12,000 円	44,400 円
低所得 II	8,000 円	24,600 円
低所得 I (所得が一定以下)		15,000 円

《平成 29 年 8 月~平成 30 年 7 月受診分》

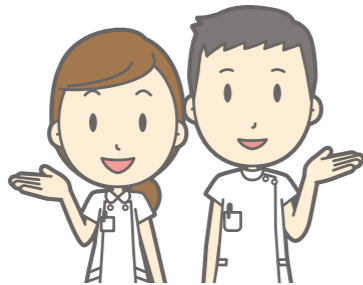
所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <44,400 円>
一般 (課税所得 145 万円未満)	14,000 円 (年間 144,000 円上限)	57,600 円 <44,400 円>
低所得 II	8,000 円	24,600 円
低所得 I (所得が一定以下)		15,000 円

《平成 30 年 8 月受診分から》

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
課税所得 690 万円以上		252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% <140,100 円>
課税所得 380 万円以上		167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% <93,000 円>
課税所得 145 万円以上		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <44,400 円>
一般 (課税所得 145 万円未満)	18,000 円 (年間 144,000 円上限)	57,600 円 <44,400 円>
低所得 II	8,000 円	24,600 円
低所得 I (所得が一定以下)		15,000 円

- ・<>内は、直近 12 カ月以内に、外来+入院 (世帯単位) の自己負担限度額を超える高額療養費の支給を受けた月が、3 カ月以上ある場合の 4 カ月目からの自己負担限度額となります。

- ・外来+入院 (世帯単位) の自己負担限度額は、同じ世帯で同じ保険者 (後期高齢者医療制度) である場合の合計額で算出します。



3. 入院したときの食事代

所得区分 (適用区分)	1 食あたりの食事代 (自己負担)	1 食あたりの食事代 (自己負担)	
		平成 30 年 3 月まで	平成 30 年 4 月から
現役並み所得者	一般	360 円	460 円
低所得 II (区分 II)	90 日までの入院	210 円	210 円
	過去 12 カ月 (区分 II の減額認定を受けている期間に限る) で 90 日を超える入院	160 円	160 円
低所得 I (区分 I)		100 円	100 円

- ・所得区分が「低所得 I」または「低所得 II」の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の提示が必要となりますので、市区町村の担当窓口へ申請してください。

4. 療養病床に入院したときの居住費

所得区分 (適用区分)	1 食あたりの食費 (自己負担)	1 日あたりの居住費 (自己負担)		
		平成 29 年 9 月まで	平成 29 年 10 月から	平成 30 年 4 月から
現役並み所得者	一般	460 円 (*6)		
低所得 II (区分 II)	210 円	320 円	370 円 (*7)	370 円
低所得 I (区分 I)	130 円			
老齢福祉年金受給者		100 円	0 円	0 円

(*6) 一部医療機関では 420 円 (*7) 厚生労働大臣が定める者は 200 円

- ・療養病床は、長期的な療養が必要な方が入院する病床で、入院したときの居住費が段階的に変わります。

5. 高額介護合算療養費制度

◇合算算定基準額 (年額)

《平成 30 年 7 月まで》

所得区分	基準額
現役並み所得者	67 万円
一般	56 万円
低所得 II	31 万円
低所得 I	19 万円 (*8)

《平成 30 年 8 月から》

所得区分	基準額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円
一般	56 万円
低所得 II	31 万円
低所得 I	19 万円 (*8)

(*8) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円

- ・同一世帯の被保険者で、医療費自己負担額と介護サービス費自己負担額を、年間 (毎年 8 月~翌年 7 月) で合算し、基準額を 501 円超えた場合に、超えた金額を支給する制度です。

※改正のお知らせ以外でも、今後の制度の見直しにより、内容が変更となる場合があります。